



毎月第3金曜日は、川西市の「人権デー」です！

今、戦争や紛争により多くの方が、自由や命を奪われています。
最も重大な**人権侵害**が戦争です。



私たちは、**世界人権宣言**で「第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」また、「第三条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有す。」としています。今こそ、「人権」についてしっかりと考えていかなければならないと思います。

私たちの国では、どのような基本的人権が「日本国憲法」で示されているのかを考えてみましょう。

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「**憲法週間**」としています。
憲法週間は、国民主権、平和主義と基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認する期間です。

日本国憲法で保障されている基本的人権



自由に生きる権利(自由権)

自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利です。

- ① **身体の自由**: 人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりすることの禁止(第18条)、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることの禁止(第31条)、権力者の一方的な考えで人々を逮捕・投獄したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることの禁止(第33条～36条)
- ② **精神の自由**: 思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)、言論・集会・結社の自由(第21条)
- ③ **経済活動の自由**: 財産活用(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第23条)など

平等の権利

人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱わなければなりません。

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(第14条)」

人間らしく生きる権利(社会権)

すべての人間が人間らしい豊かな生活ができるように、国民が国家に対して保障を要求する権利(社会権)が基本的人権として認められています。

- ① **生存権**: 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)
- ② **教育を受ける権利**
- ③ **労働者の権利**: 「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条)労働者が労働組合をつくること(団結権)、労働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること(団体交渉権)、労働条件の改善のためにストライキなどを行う争議行為(団体行動権)(第28条)

参政権

参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)と代表に立候補する権利(被選挙権)です。成年者による普通選挙の保障(第15条)、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること(請願権)(第16条)、最高裁判所裁判官の国民審査権(第79条)など

請求権

国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができる(第32条)など

特設人権相談 予約優先・無料

毎月第3金曜日の「人権デー」に、人権擁護委員による特設人権相談を市役所で行っています。

★5月20日(金)、6月1日(水)

いずれも午後1時～4時

〈問い合わせ、予約〉市役所3階・人権推進課



セクマイ相談・学習会 予約優先・無料

セクシュアル・マイノリティに関する相談・学習会です。毎月第4木曜日に総合センターで行っています。5月26日(木)午後1時30分～4時

〈問い合わせ、予約〉総合センター

TEL 758-8398